

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	電気通信業務を目的としない船舶地球局の実用化に係る規定の整備				
担当部局	総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課	電話番号:03-5253-5909	e-mail:radio_act_review@ml.soumu.go.jp		
評価実施時期	平成29年2月				
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b> 電気通信事業者以外の者が人工衛星を活用したAISを利用できるようにすることにより、船舶の航行の安全等の確保及び船舶における海上通信の利便性の向上等を図るため。</p> <p><b>【内容】</b> 人工衛星を活用したAISといった自営の船舶地球局の実用化に伴い、電気通信事業者以外の者が船舶地球局を開設できるようにするため、新たに、電気通信業務を行うことを目的としないもの「船舶地球局」の定義に含めるとともに、こうした自営の船舶地球局を開設しようとする場合について、免許申請の際の申請書の添付書類に記載すべき事項を定める等の規定の整備を行う。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">船舶地球局の開設の目的 (改正前) 電気通信業務用 → (改正後) 限定なし</p> <p style="text-align: center;">AISの通信 (改正前) 海上・陸上通信 → (改正後) 海上・陸上・衛星通信</p> <p style="text-align: center;">陸上・付近の船舶との通信範囲は約30km程度</p> </div> <p><b>【必要性】</b> 船舶の航行の安全等の確保及び船舶における海上通信の利便性の向上等をさらに図るため、電気通信事業者以外の者についても、自ら人工衛星を活用したAISを利用できるようにすることで、自ら当該AISに係る運用コストを管理することが可能となるとともに、当該免許人の立場で、自らの判断でより自由に当該AISを利用して船舶の航行の安全等に資する情報及び気象海象情報や船舶の荷役情報等の様々な情報を利用するとともに独自の新たな海上通信サービスを提供でき、船舶の航行の安全等の確保及び船舶における海上通信の利便性の向上が図られることから、そのような電気通信事業者以外の者についても、人工衛星を活用したAISを利用できるようにするため、その免許申請の際の申請書の添付書類に記載すべき事項等の関係規定を整備する必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文</td> <td>○電波法(昭和25年法律第131号) ・第6条第1項第4号、第4項(免許の申請) ・第20条第7項(免許の承継等) ・第63条(海岸局等の運用)</td> </tr> </table>			法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文	○電波法(昭和25年法律第131号) ・第6条第1項第4号、第4項(免許の申請) ・第20条第7項(免許の承継等) ・第63条(海岸局等の運用)
法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文	○電波法(昭和25年法律第131号) ・第6条第1項第4号、第4項(免許の申請) ・第20条第7項(免許の承継等) ・第63条(海岸局等の運用)				
規制の費用	<b>費用の要素</b>				
(遵守費用)	自営の船舶地球局を開設しようとする者は、法第6条第1項及び第4項の規定に基づき、無線局の免許の申請を行う必要があるため、当該申請に係る書類の作成、提出等の費用が見込まれるが、当該申請に係る費用等は、現行の船舶に開設する無線局の場合と同様である。				
(行政費用)	自営の船舶地球局を開設しようとする者の無線局の免許が申請された場合には、国において審査等を行う必要が生じるが、当該手続については、現行の船舶に開設する無線局の免許の申請の場合と同様である。				
(その他の社会的費用)	特に想定されない。				
規制の便益	<b>便益の要素</b>				
(遵守便益)	自営の船舶地球局を開設した免許人は、自ら人工衛星を活用したAISに係る運用コストを管理することが可能となるとともに、当該免許人の立場で、自らの判断でより自由に当該AISを利用して船舶の航行の安全等に資する情報及び気象海象情報や船舶の荷役情報等の様々な情報を利用するとともに独自の新たな海上通信サービスを提供でき、船舶の航行の安全等の確保及び船舶における海上通信の利便性の向上を図ることができることから、信頼性向上や多様なサービス展開による競争力の向上に繋がる。				
(行政便益)	特に想定されない。				
(その他の社会的便益)	船舶の航行の安全等がより一層確保されるとともに、船舶の航行の安全等に資する情報及び気象海象情報や船舶の荷役情報等の様々な情報を利用した独自の新たな海上通信サービスの提供による船舶における海上通信の利便性の向上が図られ、社会生活の安心・安全及び利便性の向上が期待される。				

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>人工衛星を活用したAISといった電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に伴い、電気通信事業者以外の者が船舶地球局を開設できるようにすること等の規定の整備を行うことによって、船舶の航行の安全等がより一層確保されるとともに、船舶の航行の安全等に資する情報及び気象海象情報や船舶の荷役情報等の様々な情報を利用した独自の新たな海上通信サービスの提供による船舶における海上通信の利便性の向上が図られ、社会生活の安心・安全及び利便性の向上が期待されるとともに、自営の船舶地球局を開設した免許人にとっては、自ら人工衛星を活用したAISに係る運用コストを管理しつつ、自らの判断でより自由に当該AISを利用してそうした情報を利用することで独自の新たな海上通信サービスを提供でき、船舶の航行の安全等の確保及び船舶における海上通信の利便性の向上を図ることで、信頼性向上や多様なサービス展開による競争力の向上に繋がる。</p> <p>一方で、自営の船舶地球局を開設しようとする者は、法第6条第1項及び第4項の規定に基づき無線局の免許の申請を行う必要があるため、当該申請に係る書類の作成、提出等の費用が見込まれ、当該申請がされた場合には、国において審査等を行う必要が生じるが、これらの費用は、現行の船舶に開設する無線局の場合と同様である。</p> <p>以上のことから、船舶の航行の安全等の確保及び船舶における海上通信の利便性の向上による社会生活の安心・安全及び利便性の向上という重要な便益が確保される一方、費用は限定的であり、便益が費用を上回ることから、本改正を行うことは適切であると考えられる。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>(1)有識者の見解 ○電波政策2020懇談会 報告書(平成28年7月15日公表)(抜粋) 平成27年(2015年)に開催された世界無線通信会議(WRC-15)において、衛星経由で広範囲の船舶から気象海象情報や船舶機器情報等を収集することを可能とするアプリケーション・スペシフィック・メッセージ(ASM)用の周波数がAIS用周波数として新たに割り当てられた。 新たな衛星AIS通信システムは船舶の航行安全に資するとともに、当該システムで収集される情報を用いた新たなビジネスの創出等につながる可能性がある。 そのため、WRC-15の結果を受けて新たに分配された周波数について、当該周波数を利用した海上サービスを早期に導入するために、速やかな制度整備を行うべきである。</p> <p>(2)評価に用いた資料その他関連事項 ・電波政策2020懇談会 報告書(平成28年7月15日公表)(<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000430220.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000430220.pdf</a>)</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>自営の船舶地球局の利用の状況を踏まえ、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。</p>
<p>備考</p>	<p>本件の改正は、人工衛星を活用したAISといった電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に伴い、自営の船舶地球局を開設できるようにするため、必要最低限の範囲で制度整備を行うものであり、現時点において代替案は想定されない。</p>